

事務連絡
令和2年5月1日

各都道府県総務部
（人事担当課、市町村担当課、区政課扱い）
各指定都市総務局
（人事担当課扱い）

御中

総務省自治行政局公務員部
公務員課
給与能率推進室

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた業務体制の確保について

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（令和2年4月7日閣議決定）を踏まえ、令和二年度一般会計補正予算（第1号）が昨日成立しました。

当該補正予算において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るため、緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」が創設されたところです。

当該交付金は、内閣府地方創生推進室のQ&Aにも記載されているとおり、地方公共団体において、新型コロナウイルス感染拡大を防止するとともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図るために新たに発生した業務について、会計年度任用職員等を採用してこれらの業務に従事させる場合又は既存の職員の業務内容を見直してこれらの業務に従事させるとともに会計年度任用職員等を採用して既存の業務の一部に従事させる場合における会計年度任用職員等の人件費に充当することも可能となっております。

新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の確保については、令和2年3月5日付けで通知しており、職員の業務内容を見直して優先順位の高い業務に従事させる取組、会計年度任用職員等を採用して新たに発生した業務に従事させる取組、職員の業務内容を見直して新たに発生した業務に従事させるとともに、会計年度任用職員等を採用して既存の業務の一部に従事させる取組等を行う地方公共団体が見られるところです。

各地方公共団体におかれては、こうした事例を参考にしつつ、地域の実情に応じ、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた組織全体としての業務体制の確保に万全を期していただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村長に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して、本通知についての情報提供を行っていることを申し添えます。

本通知は、地方公務員法第 59 条（技術的助言）及び地方自治法第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

＜職員の業務内容の変更等により業務体制の確保を図っている事例＞

1. 職員の業務内容の変更

- ・一般行政職員を軽症者宿泊療養施設の入所者の生活支援業務等に従事させる
- ・担当以外の一般行政職員を保健所の電話相談業務等に従事させる
- ・担当以外の一般行政職員を中小企業向け融資制度の窓口業務等に従事させる
- ・学校の給食調理員を放課後児童クラブ（学童保育）業務に従事させる

2. 職員の採用

- ・医師を任期付職員として採用して感染者の入院調整業務等に従事させる
- ・医師を特別職非常勤職員として採用して感染症対策に関する助言業務に従事させる
- ・保健師を再任用職員として採用してPCR検査業務等に従事させる
- ・保健師を会計年度任用職員として採用して濃厚接触者の経過観察業務に従事させる
- ・会計年度任用職員を採用して保健所の電話相談業務等に従事させる
- ・会計年度任用職員を採用して中小企業向け融資制度の窓口業務等に従事させる
- ・会計年度任用職員を採用して個人住民税賦課事務補助業務に従事させる

3. 職員の業務内容の変更及び職員の採用

- ・一般行政職員を保健所の電話相談業務等に従事させるとともに、会計年度任用職員を採用して当該一般行政職員が担っていた業務の一部に従事させる

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部

公務員課

電話：03-5253-5542（直通）

給与能率推進室

電話：03-5253-5549（直通）